

特定建設作業のしおり

1. 特定建設作業について

特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音や振動を発生させるものとして、法律で定められている作業をいいます。南島原市では、指定地域内で行われる特定建設作業に伴う騒音を規制しており、事前に届出が必要です。(騒音規制法第14条)

2. 騒音規制法に規定する特定建設作業について

(1) 以下の作業が特定建設作業に該当します(法施行令 別表第二)

- ① くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く)
- ② びょう打機を使用する作業
- ③ さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)
- ④ 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)
- ⑤ コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)
- ⑥ バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る)を使用する作業
- ⑦ トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る)を使用する作業
- ⑧ ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る)を使用する作業

※⑥バックホウ、⑦トラクターショベル、⑧ブルドーザーについては、環境大臣が指定する低騒音型は除きます。

(参考：国土交通省低騒音型建設機械

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html)

(2) 規制基準

区域の区分	第1号区域 ※1				
規制項目	音量※2	作業禁止時間	作業時間※3	連続作業期間	作業禁止日
規制内容	85デシベル以下	19:00 ～ 翌7:00	1日10時間以内	6日以内	日曜その他の休日
適用除外 ※下記参照	無し	イ,ロ,ハ,ニ	イ,ロ,ホ	イ,ロ	イ,ロ,ハ,ニ,ヘ

※注釈

- 騒音規制法第3条第1項の規定に基づき指定された地域のうち、第1種、第2種及び第3種区域を「第1号区域」、第4種区域を「第2号区域」といいます。本市では、第2種、第3種区域を指定しており、第1号区域のみとなります
- 基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線における値となります
- 音量が基準値を超えている場合、勧告又は命令により騒音の防止方法の改善に加え、1日の作業時間を4時間以上の範囲で短縮する措置が講じられることがあります

※適用除外となる場合

- イ. 災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- ロ. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要がある場合
- ハ. 鉄道又は軌道の正常な運行確保のため夜間に行う必要がある場合
- ニ. 道路法による占有許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に夜間に行うべき旨の条件が付された場合
- ホ. 作業が開始した日に終わる場合
- ヘ. 変電所の変更工事として、従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため、特に日曜日その他の休日に行う必要がある場合

3. 届出について

届出の種類	届出様式	届出義務者等	制約事項等
特定建設作業 実施届	様式9	指定地域内において、 特定建設作業を伴う 建設工事を施行しようとする者	特定建設作業開始の日の7日前まで (法14条第1項)
			特定建設作業を災害、その他非常事態に緊急に行う場合は、速やかに届け出る。(法第14条第2項)

届出に添付する書類は次のとおりです。

- ・工事工程表（特定建設作業の工程を明示したもの）
- ・付近見取図
- ・使用する機械の型式、性能等がわかるもの